

2014年度法学研究科法律学専攻博士前期課程教育課程表

	授 業 科 目	講義		演習		論文等 指導	担任教員			備考
		A	B	A	B					
共通科目	研究スキル特講	2					准教授	諸 坂 佐 利	休講	
	研究スキル特講	2								
	法学・政治学総合演習			2	2	{	教授	山 崎 公 士		
					教授 博(法)		井 上 匡 宏			
					准教授 博(法)		坂 本 宏 志			
	現代法特講	2	2			准教授	博(法)	坂 本 宏 志		
	現代法特講	2	2			教授	博(法)	井 上 匡 子		
民事法学科目	民法特講	2	2			4	准教授	篠 森 大 輔	休講	
	民法特講	2	2				講師 博(法)	川 田 正 美		
	民法特講	2	2			4	教授	石 川 正 人		
	民法特講	2	2			4	准教授	上 北 正 人		
	民法特講	2	2			4	准教授	菊 池 和 彦		
	商法特講	2	2			4	准教授	菊 池 和 彦	休講	
	商法特講	2	2			4	教授	霞 田 英 人		
	商法特講	2	2			4	教授 博(法)	清 水 耕 一		
	民事訴訟法特講	2	2			4				
	民事訴訟法特講	2	2			4	准教授	小 室 百 合		
	国際私法特講	2	2			4			休講	
	労働法特講	2	2			4	准教授 博(法)	坂 本 宏 志		
	社会保障法特講	2	2			4	教授	江 口 隆 裕		
	経済法特講	2	2			4	教授	細 田 孝 一		
	中小企業法特講	2	2				准教授	菊 池 和 彦		
	中小企業法特講	2					准教授	菊 池 和 彦	休講	
	中小企業法特講	2					准教授	石 川 正 美		
	中小企業法特講	2					教授	石 川 正 美		
	中小企業法特講	2					准教授	篠 森 大 輔		
	中小企業法特講	2					准教授	上 北 正 人		
	中小企業法特講	2					准教授	上 北 正 人		
	裁判外紛争解決手続(ADR)特講	2					講師	町 村 泰 貴		
	人事・労務管理法務特講	2								
公法学科目	憲法特講	2	2			4	教授	池 端 忠 司	ただし論文等指導は休講 休講 休講	
	憲法特講	2	2			4	准教授	松 平 德 仁		
	憲法特講	2	2			4	准教授 博(法)	金 子 匡 良		
	行政法特講	2	2			4	准教授	諸 坂 佐 利		
	行政法特講	2	2			4	准教授	嘉 藤 大 亮		
	行政法特講	2	2			4	教授	三 浦 大 介	休講	
	税法特講	2	2			4	教授	霞 田 英 人		
	刑法特講	2	2			4	教授	大 越 義 久		
	刑法特講	2	2			4	教授 法博	大 越 義 久		
	刑事訴訟法特講	2	2			4	准教授 博(法)	加 藤 正 明		
	刑事訴訟法特講	2	2			4	教授 博(法)	公 文 孝 佳		
	刑事政策特講	2	2			4				
	国際法特講	2	2				教授	山 崎 公 士	休講	
	国際法特講	2	2			4				
	政治学特講	2	2			4				
	行政学特講	2	2			4				
	行政学特講	2	2			4	准教授	柴 田 直 子		
	行政学特講	2	2			4	教授	幸 田 雅 治	休講	
	環境政策特講	2	2			4	教授 博(学術)	川 瀬 博		
	日本政治史特講	2	2				講師	橋 川 俊 忠		
	西洋政治史特講	2	2			4	教授 法博	山 田 徹		
	西洋政治思想史特講	2	2			4	准教授 博(法)	酒 井 弘 格		
	国際政治学特講	2	2			4				
公共政策特講	2					教授	出 口 裕 明			
公共政策特講	2					講師 博(法)	橋 本 宏 子			
公共政策特講	2					教授	三 浦 大 介			
公共政策特講	2					教授	石 川 正 美			
公共政策特講	2					教授 博(法)	井 上 匡 子			
公共政策特講	2					講師 博(工)	昌 子 住 江			
基礎法学科目	法史学特講	2	2			4	教授 博(法)	吉 井 蒼生夫		
	法社会学特講	2	2			4	准教授	東 郷 佳 朗		
	法哲学特講	2	2			4	教授 博(法)	井 上 匡 子		
	法比較法特講	2	2			4	教授 法博	小森田 秋 夫		

履 修 方 法

- (1) 学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
(2) 必要に応じ、副指導教授を置くことができる。
(3) 授業科目の履修は、教育課程表のうちから32単位以上を選択して行うものとする。
(4) 指導教授が研究上必要と認めたときは、他の研究科または学部・課程による単位を8単位まで履修することができる。
また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
なお、上記の修得単位は、合計8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
- (1) 学生は、専門に研究しようとする科目につき、毎年度、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導（論文執筆指導・特定課題についての研究成果の作成指導を含む）を受けるものとする。「論文等指導」による修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
(2) 前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めたときは、指導教授以外の「論文等指導」を、4単位を上限として履修することができる。
(3) 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年とすることができる。
(4) 特定課題についての研究成果により、修士号を取得しようとする者は、別に定める手続に従って申請等を行い、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導を受けるものとする。
(5) 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目及び「法学・政治学総合演習」を2年間にわたりそれぞれ8単位まで履修することができる。

修 了 要 件

- 本研究科に1年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することを要する。
- 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降入学者のうち、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。
- 在学期間に関しては、特に優れた業績を上げ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者は1年の在学で足りる。

2014年度法学研究科法律学専攻博士後期課程教育課程表

	授 業 科 目	単 位			担 任 教 員		備 考
		講義	演習(1)	演習(2)			
民 事 法 学 科 目	民 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	鶴 藤 倫 道	休講 休講 休講 休講
	民 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	角 田 光 隆	
	民 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	石 川 正 美	
	民 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	丸 山 茂	
	民 法 特 殊 研 究	4	4	4			
	商 法 特 殊 研 究	4	4	4			
	商 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	葭 田 英 人	
	商 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授 博(法)	清 水 耕 一	
	商 法 特 殊 研 究	4	4	4			
	民事訴訟法特殊研究	4	4	4	教授	中 村 壽 宏	
	民事訴訟法特殊研究	4	4	4	教授	栗 田 陸 雄	
	国際私法特殊研究	4	4	4			
	労働法特殊研究	4	4	4	准教授 博(法)	坂 本 宏 志	
	社会保障法特殊研究	4	4	4	教授	江 口 隆 裕	
	経 済 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	細 田 孝 一	
公 法 学 科 目	憲 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授	池 端 忠 司	休講 休講 休講 休講 休講 休講 休講
	憲 法 特 殊 研 究	4			講師	齋 藤 靖 夫	
	憲 法 特 殊 研 究	4	4	4			
	行政法特殊研究	4	4	4	教授	三 浦 大 介	
	行政法特殊研究	4	4	4	教授	安 達 和 志	
	行政法特殊研究	4	4	4			
	刑法特殊研究	4	4	4	教授 法博	大 越 義 久	
	刑法特殊研究	4	4	4	教授	近 藤 和 哉	
					准教授 博(法)	加 藤 正 明	
	刑事訴訟法特殊研究	4	4	4	教授 博(法)	公 文 孝 佳	
	刑事政策特殊研究	4	4				
	国際法特殊研究	4	4	4	教授	山 崎 公 士	
	国際法特殊研究	4	4	4	教授 博(法)	阿 部 浩 己	
	政治学特殊研究	4	4	4			
	行政学特殊研究	4	4	4			
	行政学特殊研究	4	4	4	教授	幸 田 雅 治	
	行政学特殊研究	4	4	4			
	西洋政治史特殊研究	4	4	4	教授 法博	山 田 徹	
	日本政治史特殊研究	4			講師	橘 川 俊 忠	
	国際政治学特殊研究	4	4	4			
基 礎 法 学 科 目	法 史 学 特 殊 研 究	4	4	4	教授 博(法)	吉 井 蒼生夫	休講
	法 哲 学 特 殊 研 究	4	4	4	教授 博(法)	井 上 匡 子	
	英 米 法 特 殊 研 究	4	4	4			
	比 較 法 特 殊 研 究	4	4	4	教授 法博	小森田 秋 夫	

履 修 方 法

- (1)学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
(2)授業科目の履修は、教育課程表のうちから20単位以上を選択して行うものとする。
(3)指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、他の研究科または本研究科博士前期課程による単位を4単位以内履修することができる。
- (1)学生は、専門に研究しようとする科目につき、教育課程表の演習(2)により指導教授の研究指導を受けるものとする。
(2)演習(2)の履修は、3年間にわたり12単位とする。

修 了 要 件

- 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。